

広報

大崎広域

大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町

平成 30 年 10 月から下記の施設で

農林業系廃棄物の試験焼却を実施します。

2018.10.1

住民皆様のご理解と

ご協力をお願いいたします。

特集号



大崎広域西部玉造クリーンセンター（大崎市岩出山）



大崎広域中央クリーンセンター（大崎市古川）



大崎広域東部クリーンセンター（遠田郡涌谷町）



大崎広域大目向クリーンパーク（大崎市三本木）



▲大崎市で保管している放射性物質に汚染された牧草

※1：飼料・肥料等として利用されていた稲わらや牧草などの農林業系副産物が、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染されたもの。放射性物質汚染対処特措法により1kgあたり8,000Bq（ベクレル）以下のものは、特定一般廃棄物として一般廃棄物処理施設で処理ができる。

農林業系廃棄物の処理については、大崎市で試験焼却を行う方針が出されました。これに伴い、7月に開催された大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）において、試験焼却に関する補正予算の議案を提出し、原案可決されました。これにより、10月から当組合の一般廃棄物処理施設で、農林業系廃棄物の焼却処分が安全に実施できるかどうかを確認するため、万全の監視体制、安全対策で試験焼却を実施する事となりました。施設周辺をはじめ住民皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

農林業系廃棄物の試験焼却

※1

試験焼却の概要

農林業系廃棄物の試験焼却は、4週間で1クールとし、1週目で混焼^{※2}を実施し（前半5日間で実施、後半2日間は休み）、2週目から4週目では検証を行います。これを合計6クール、約6カ月間の期間を予定しております。

試験焼却の対象となる廃棄物は、大崎市三本木地域に保管している牧草を使用し、第1クールでは100ペクレル以下から始め、第6クールでは8000ペクレル以下まで段階的に濃度の低いものから混焼していきます。

混焼は、当組合の一般廃棄物の焼却施設3施設で実施し、焼却する量は1施設で最大1日1トン、1クール最大5トンとし、6クールで最大30トンとなります。期間中の3施設での合計は最大で90トンとなり、3施設で焼却した灰については、大崎市三本木にあります大日向クリーンパークにて埋め立てを行います。

※2：農林業系廃棄物と一般のごみを混ぜて焼却すること。

大崎広域の役割

試験焼却は大崎市と当組合が共同で行い、前処理（搬入前のセシウム濃度測定や細断・袋詰め作業）や搬入は大崎市で実施し、廃棄物の受入れ、焼却、最終処分場への搬送、埋め立てまでは当組合が

大崎市三本木地域

対象保管地域

事業実施期間 平成30年10月から平成31年3月まで

(約6か月間)

事業実施期間

焼却対象物 農林業系廃棄物 (8,000Bq/kg以下 最大90t)

焼却対象物

処理量

1日最大 1t/施設

対象処理施設

焼却施設	施設名	公称能力	所在地
	西部玉造クリーンセンター	20t×2 炉=40t/8h	大崎市岩出山
	中央クリーンセンター	60t×2 炉=120t/24h	大崎市古川
	東部クリーンセンター	48t×2 炉=96t/16h	遠田郡涌谷町
最終処分場	施設名	埋立容量・水処理能力	所在地
	大日向クリーンパーク	135,200㎡・70㎡/日	大崎市三本木

試験焼却期間

平成30年10月 平成30年11月 平成30年12月 平成31年1月 平成31年2月 平成31年3月

1週目	2～4週目	1週目	2～4週目	1週目	2～4週目	1週目	2～4週目	1週目	2～4週目	1週目	2～4週目
混焼	検証期間	混焼	検証期間	混焼	検証期間	混焼	検証期間	混焼	検証期間	混焼	検証期間
1クール	2クール	3クール	4クール	5クール	6クール						

混焼条件は段階的に調整

試験焼却での留意事項

焼却施設受入

- ①計量器で運搬車両を計量し、車両重量を基に搬入量を確認する。
- ②施設内では飛散防止のため、焼却対象物は袋詰め状態を保つ。
- ③一般搬入の時間を避け、16時30分以降に搬入する。

混焼

- ①袋詰め焼却対象物は、作業員が放射性セシウム濃度に応じた量を直接ごみピットに投入する。
- ②作業員は防護服・防護マスク・手袋を着用する。
- ③夕方から夜間にかけて混焼し、焼却状態を常に監視する。

焼却施設搬出

- ①飛灰は飛散防止対策として薬剤処理、加湿後に搬出する。
- ②専用の運搬車両に積み込み、シートの二重化で飛散防止対策を強化する。
- ③運搬車両周辺の空間線量を測定する。

最終処分場埋立

- ①試験焼却時の埋立区画を通常焼却時と区別する。
- ②荷下ろし時の飛散防止対策のため散水を実施し、即日覆土する。
- ③付着物を除去するため、搬入車両退出時に洗浄する。
- ④国のガイドラインに基づき、埋め立てを実施する。

(左の図のとおり)

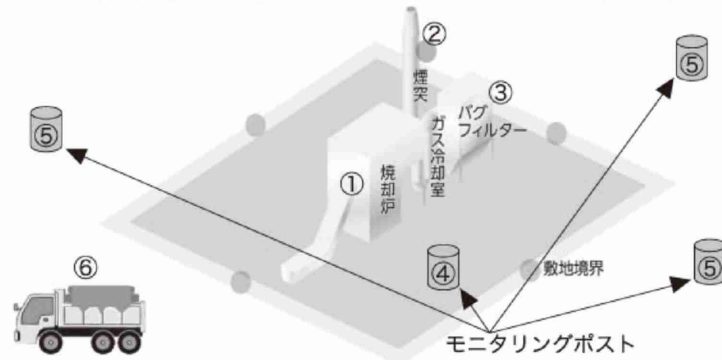
※3：天然鉱物の沸石のこと。

吸着性に優れ、土壌改良などに利用される。放射性物質も吸着し、流出を防ぐ効果がある。

行います。試験焼却の実施に当たっては、作業員の防じん対策をはじめ、焼却灰の飛散防止等のさまざまな対策に努めてまいります。

また、焼却灰の埋め立ては、国のガイドラインに基づいて実施するほか、1クール毎の焼却で排出した焼却灰につ

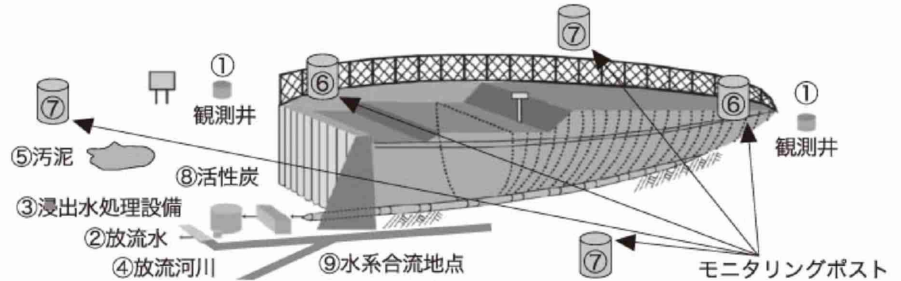
焼却施設における主な監視体制



測定区分	基準	監視体制の強化策
①焼却灰中の放射性セシウム濃度	調査単位ごと	試験焼却の調査単位ごと
②排ガス中の放射性セシウム濃度	月1回以上	試験焼却の調査単位ごと
③バグフィルター※4の点検	年1回	年2回・はいじん濃度計で常時監視
④敷地内の空間線量	なし	モニタリングポストで常時監視
⑤敷地外の空間線量	なし	モニタリングポストで常時監視
⑥焼却灰運搬車両	なし	搬出ごとに空間線量計測

※4…焼却灰を集める集塵装置のこと

最終処分場における主な監視体制



測定区分	基準	監視体制の強化策
①地下水中の放射性セシウム濃度	月1回	週1回
②放流水中の放射性セシウム濃度	月1回	週1回
③浸出水中の放射性セシウム濃度	なし	月1回
④放流先河川中の放射性セシウム濃度	なし	月1回
⑤汚泥中の放射性セシウム濃度	なし	月1回
⑥敷地内の空間線量	週1回	モニタリングポストで常時監視
⑦敷地外の空間線量	なし	モニタリングポストで常時監視
⑧水処理用活性炭の交換頻度	年1回	年2回
⑨水系合流地点河川中放射性セシウム濃度	なし	月1回

監視体制について

試験焼却の実施に当たって、焼却施設、最終処分場及び周辺地域で実施する放射性セシウム濃度、空間線量などの監視体制は、国のガイドラインで定めている基準以上の体制で行います。

また、測定結果は1クールごとに定期的に当組合ホームページに掲載します。

なお、10分ごとの空間線量を測定し、表示するモニタリングポストを各焼却施設に1基ずつ、最終処分場に2基設置しており、いつでも空間線量が確認できます。測定結果は、原子力規制委員会のウェブサイトで確認できます。

焼却施設の焼却灰や最終処分場の放流水など、敷地内外で測定している放射性セシウム濃度、空間線量の測定値が、国で定め

る限度値などを超えた場合は、試験焼却を中断し、原因の検証をします。



モニタリングポスト (中央クリーンセンター設置)

各焼却施設の試験焼却タイムスケジュール

西部玉造クリーンセンター

8:30 16:30 22:00 1:00

一般搬入 混焼時間5h(25t) 清掃作業

中央クリーンセンター

8:30 16:30 6:30 8:30

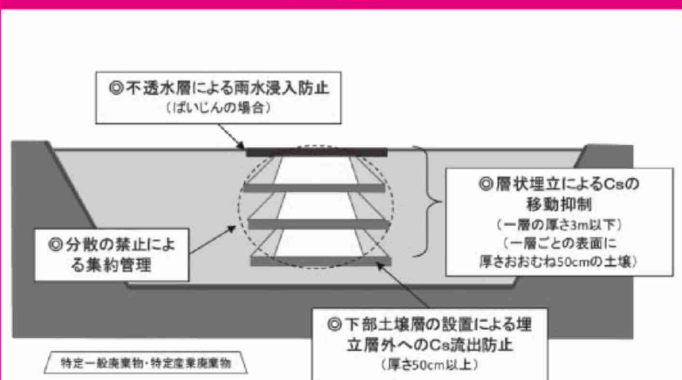
一般搬入 混焼時間14h(70t) 清掃作業

東部クリーンセンター

8:30 16:30 1:00 4:00

一般搬入 混焼時間8.5h(51t) 清掃作業

環境省 特定一般廃棄物ガイドライン <埋立基準>



各測定 の 限度 ・ 基準 ・ 設定値

空間線量 (モニタリングポストの測定値)

自然界からの放射線量 0.04 μ Sv/h+追加放射線量 0.19 μ Sv/h

限度値 0.23 μ Sv (マイクロシーベルト) /h (時間)

限度値を超えた場合 ⇒ 試験焼却を中断し、原因を検証する。

ベクレル (Bq).....放射能の強さ (放射性物質が放出する放射線の量) を表す単位
 シーベルト (Sv).....放射線が実際に人の体に及ぼす影響の度合いを表す単位
 マイクロ (μ).....基礎となる単位の 100 万分の 1 を表すもの (ミリの 1000 分の 1)
 セシウム 134・セシウム 137...放射線を放出する元素の一つ (放射性物質)

放射性セシウム濃度の基準値・設定値

焼却施設の排ガスの基準値 (3か月の平均値)

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

基準値を超えた場合

⇒ 試験焼却に起因するものと認められる場合は焼却を中断し、原因を検証する

焼却灰の設定値

一般ごみだけを焼却した状態 (393Bq/kg) からの上昇幅が最大で+800Bq/kg まで

設定値を超えた場合

⇒ 原因を検証し、次のクールの試験焼却に反映

最終処分場の放流水などの基準値 (3か月の平均値)

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度 (Bq/l)}}{60 \text{ (Bq/l)}} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度 (Bq/l)}}{90 \text{ (Bq/l)}} \leq 1$$

基準値を超えた場合

⇒ 試験焼却に起因するものと認められる場合は搬入を中断し、原因を検証する

安全対策

- 受け入れる焼却対象物の放射性セシウム濃度と量を確認する。
- 一般住民が農林業系廃棄物に接しないよう 16 時 30 分以降に受入れる。
- 焼却対象物の飛散防止と適正な混焼率を確保するため袋詰めし、搬入する。
- 監視体制の強化として、測定対象と測定回数を増やす。
- 焼却施設バグフィルターの定期点検を年 2 回に増やす。
- 最終処分場水処理用活性炭の交換頻度を年 2 回に増やす。
- 機器等修繕時には、作業に伴う空間線量の測定と飛散対策を実施する。
- 管理する職員及び作業する職員は個人線量計を携帯し、被ばく量を管理する。
- 作業従事者には放射線健康診断を実施する。
- 試験焼却の焼却灰の運搬は、通学時間帯を考慮して行う。

試験焼却中断の条件

- ① 受入れ条件と異なる農林業系廃棄物が搬入された場合。
- ② 排ガス中の放射性セシウム濃度が基準値を超えた場合。
- ③ 放流水等の放射性セシウム濃度が基準値を超えた場合。
- ④ その他焼却炉が継続して安定焼却できないと判断した場合。

結果の公表

各クールごと試験焼却終了後、第三者機関に分析を依頼します。その後、結果を取りまとめ、確認事項ごとの評価を行い、当組合のホームページ上で公表いたします。

組合ホームページアドレス <http://www.osakikoiki.jp/>

特集号に関する問合せ 業務課 ☎24-8546 施設管理課 ☎28-1624

大崎広域西部玉造クリーンセンター ☎78-2166

大崎広域中央クリーンセンター

大崎広域東部クリーンセンター ☎43-2597

大崎広域大日向クリーンパーク

☎28-2386